

秋田地方裁判所委員会第1回議事概要

1 開催日時

平成15年11月7日（金）午後2時～午後4時

なお、委員会開催前に、希望する委員が裁判所庁舎施設の見学を行った。

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 虻川高範，今泉秀和，鎌田恵子，菅美千世，高橋真，中村雄一，平谷正弘，前川重明，見上裕子，横山智也，米澤實

（庶務） 籠谷事務局長，近藤事務局次長，今野総務課長

4 議事

（1） 開会の言葉（総務課長）

（2） 秋田地方裁判所長あいさつ

（3） 各委員の自己紹介

（4） 委員長選出

委員長として地裁所長である平谷委員を選出した。

この選出にあたり、委員から次のような意見があった。

○ 所長が委員長に就任するという事は、本来、意見を受ける相手先である裁判所の長が、意見を出す委員会の委員長になるという点で問題があるのではないか。また、一般規則制定委員会の議事録の確認事項中では、法曹委員の数よりも一般の学識経験者委員の数が上回るようにするとしたのは、一般の方の多様な意見を取り入れるという委員会設置の趣旨によるものであり、そうであれば、この委員会の委員長も法曹三者の中からではなく、一般の学識経験者の中から選任するのが適切ではないか。

○ 規則第2条の関係では、この委員会は地方裁判所の運営に関し、諮問に応じるとともに、意見を述べるものとしてされている。これは、諮問及び答申という形にとらわれず、委員間の自由な意見交換を通じて、法曹三者の視点だけではわからない、一般市民の視点から見た率直な意見交換を行うことが重要であるということの意味していると思う。そして、このような自由闊達な意見交換を実質のあるものにするためには、意見交換の前提となる裁判

所の実情を委員の方に説明し、その上で活発かつ率直な意見交換を行っていくということが必要となると思われ、そのような役割を考えた場合には、地裁の所長が委員長となるのが好ましいのではないかと。また、地方裁判所委員会は設置されたばかりの委員会であり、この委員会が形骸化することなく着実に定着し、委員会設置の趣旨を実現していくためには、所長が委員長となって、委員の方の率直な意見を聴き、それを裁判所の運営に現実的に反映させていく、委員の意見を吸い上げていくことが実質的な定着の方法ではないかと。

- 私を含め、法曹三者以外の一般の委員として発言する者は7人いる訳であるが、その7人の中から委員長を出すことになれば、一般ユーザーの意見を述べる者が減ることになり、一般市民の意見を聴くという設置の趣旨に反することになる。
- 先ほどの意見を述べる者と受ける者が同一でよいのかという点については、厳密に言えば諮問をする主体というのは所長個人ではなくて裁判官会議なのであり、答申を受けるのも裁判官会議である。所長は、その裁判官会議の構成員の1人に過ぎないということになる。
- 規則2条にいう意見というのは、この委員会において取りまとめたものを意見として裁判所に提出するというのではなく、この場で私たちの述べた発言そのものが裁判所に対する意見になるというように考えれば、所長が委員長となっても差し支えないと思う。
- この委員会は法曹三者を含めた構成であり、法曹委員を含めた委員全員の中から委員長を互選することになっている。したがって、法曹も含めた委員全員の中から適任者を選べばよいことなのであり、そうすれば裁判所の所長が委員長に就任することを妨げるものではないと考える。

(5) 職務代理者の指名

委員長は、地方裁判所委員会規則第6条3項に定める委員長の職務代理者として、今泉委員を指名した。

(6) 委員会細則案

委員会の議事手続について、庶務作成の委員会細則案に基づき協議がなされ、次のとおりとされた。

第1条 委員会は、委員長がこれを招集する。

第2条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第3条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

第4条 発言をするには、議長の許可を受けなければならない。

第5条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第6条 議事録は、委員長が命ずる裁判所職員がこれを作成する。

第7条 この細則に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(7) 委員会の公開について

当面の間、委員会の公開については基本的に非公開とし、委員会終了後に委員長が報道関係者に記者レクを行い、議事録の公開については、発言者を明示しない議事概要を庶務において作成して裁判所のホームページを通じて一般に公開することとした。なお、委員からは次のような意見があった。

- 一般規則制定諮問委員会の「確認事項」の中には、委員会の公開については、当該委員会が決定すべき事項とされているものの、議事録を公開するとともに、報道機関にも公開するのが相当であるとしている。他庁の地方裁判所委員会では公開することを原則としているところもあるやに聞く。また、他の公共団体等設置の委員会の中には、報道機関に対しては公開しているのが通常である。「確認事項」にもあるとおり、報道機関に対しては公開すべきである。
- 司法制度改革の関係で設置された各検討委員会の中には、報道機関に対する議事を非公開とし、議事概要についても非頭名としている委員会もあったはずであるから、それと同様に考えれば、記者レクによる内容の公開及びホームページでの議事概要の公開という形でも十分対応可能ではないか。この委員会の設置目的からすれば、法曹委員よりも、それ以外の一般の委員の意見を尊重してはどうか。
- 私は法律には全くの素人であり、委員会でもんでもないことを言うかもしれないし、公開ということになると緊張してしまって、うまく発言できないこともあると思う。この先、何回かこの委員会が開かれ、他の委員とうまく

コミュニケーションがとれるようになった時点で公開するのであればよいが、最初から公開するということには少し戸惑いがある。

- 「従前の家裁委員会での扱いと同様に、冒頭部分のカメラ取材だけ認め、以後は非公開とする」という趣旨の説明があったが、家裁委員会については、新しい規則が制定され、従前の家裁委員会とは全く新しい委員会になったはずであり、従前の家裁委員会と同様にするという事は理由にならない。一般規則制定諮問委員会の議事はすべて公開されているし、改革審の各検討会の議事は、そのほとんどが公開されている。ホームページに掲載された議事録についても、速報版を除いてはすべて頭名で公開されているはずである。この委員会は、広く国民の意見を聴くために設置されたものであり、そのような点から弁護士会の意見としては、報道機関に議事を公開するのが相当であると考える。

5 意見交換

資料を示して、裁判所の情報発信の現状について説明し、これに関して、意見交換を行った。その際の発言内容は以下のとおりである。

(以下、□が委員長，■が委員の発言)

- 秋田地方裁判所のホームページを見てみたが、正直申し上げて、デザイン的にはあまりおもしろいものではなかった。また、検索エンジンで、「秋田地方裁判所」を検索しても関係のないページが表示され、なかなか秋田地方裁判所のページにたどり着けなかった。もう少し簡単に秋田地方裁判所のホームページを閲覧できるようにする必要があるのではないかと。

お知らせコーナーには、裁判官の講師派遣であるとか、見学や傍聴、ビデオの案内などが掲載されており、そういった点については、よくやっているという印象を持った。小・中学校の総合学習においては、そのような需要があると思うので、今後もより充実させていきたい。

- 大学には、研究会などで何う機会が割と多いが、今後は、小・中学校についても意識的に踏み込んでいこうと思っている。

- 私も裁判所のホームページは、委員になってみて初めて見た。内容的には、こういう事もやっているんだなあ、出前講義やビデオの貸し出しなども行っているんだなあという事がわかった。

■ (委員長の、生の法廷をご覧いただくことも必要と考えている旨の発言に対し、) 5, 6年前だったか、クレジットやサラ金関係の事件が多くなり、簡裁が業者の取立機関と化しているといった話を聞いたことがあり、当時裁判所を視察させていただいた。サラ金問題が顕在化しつつあった時期だったので、大変参考になった。相談を受ける際、多重債務者の相談が非常に多く、特定調停を選択するのか、自己破産を選択するのか、きちんと裁判所に行って聞いてくるように話をしている。5, 6年前は、そういった案内をしないようにという電話をもらった時もあったが、今の裁判所の対応は、雲泥の差で、だいぶ裁判所が身近に降りてきているなど感じている。

■ 私は、DVの支援センターで、相談等の業務をしており、調停における二次被害等の問題に関心がある。今回委員に任命され、委員会の資料やホームページを見た。裁判所にホームページがある事自体に感動したが、司法制度の変遷についての資料も手に入ったし、出前講義などについても知ることができた。

何か事が起きてからおろおろするのではなく、生活の知識として私たち自身が裁判所の事を知らなければならないのだと思う。自己責任、自己決定という観点から、女性も裁判の事についてわからなければならない、そういう意識を持たなければならないと資料を見て改めて思った。

■ 毎年学生に法廷見学をさせて、その後に法曹三者から説明をしていただいたり、裁判官に研究会に出席していただくなど、私は、一般の方々よりは、裁判所に馴染みがあるが、委員になって、資料を見て、正直ここまでやっているのかと思った。判例の速報については、刑集のページ数が確定したら、それも速やかに掲載していただければありがたい。

裁判所の広報のあり方については、リーフレット、ビデオ、出前講義など、ある意味大学における学生募集の方法と同じだと感じた。

私の大学では、年2回オープンキャンパスということで、受験生や地元の方々に大学を開放しているが、裁判所においてもオープンコートという形で裁判所を公開し、模擬裁判や模擬少年審判を行ったりして、一般の方々からアンケートを取るなどされたらどうかと思う。

□ 鹿児島地裁管内の支部で、江戸時代と現在の裁判制度を比較した模擬裁判を実施した庁があった。秋田地家裁でも昨年は調停制度80周年ということで、

文化会館で模擬調停を実施し、多数の方においでいただいた。機会があれば、今後そういった事も考えていきたい。

- 本日は法廷の見学をさせていただいたが、私も何年か前に証人として法廷に立ったことがある。帰りに日当の支払等があるので会計課の方で手続を執って欲しいと言われたので、忙しいので受け取らなくていいと言うと、いや、どうしてもと言われ、ずいぶんと面倒くさいところだなと思った記憶がある。

私に関わった事件は、3年くらい経過した後に結局和解で終わったが、もっと前に和解を進めてもらえば早く終わったのではないかと感じた。その裁判を通じて一番思ったのは、時間を短縮して欲しいという事である。

本音を言うと、裁判所、裁判などには、関わらないのが一番だと思っている。しかし、こういう時代なので、いつどんな事があるのかわからない。そこで、問題が起こったときに、裁判所に行く前のステップとして、その問題は、こういうことだから、ここに行ったらいいというふうに、相談に来た人を案内する場所があるといいのではないかと思う。

- 現在進められている司法制度改革において、大きな問題の一つとして取り上げられているのが、迅速な裁判という事で、原則として、全ての事件を2年以内に終結させるよう努力しようという法律ができています。そういった中で、以前より裁判が係属する期間は短くなっている。

トラブルが起こったときにどこに相談に行ったらいいのかという事も司法制度改革の一環として論じられているところであり、包括的な相談所の設立も検討されている。ただ今の意見は現在の司法制度改革の核心をついた貴重な意見と思う。

- 現在、架空請求というものが多くなってきている。支払いをしないと裁判所から差押えの手続が執られるという文句に脅されて支払ってしまう人もいます。そのような視点から見ると、裁判所というのは、脅し文句に使われるほど人々が恐れている場所だと言えるのではないかと。

裁判所は、両方の言い分を聞いて判断する、中立、公平な機関だという事をもっとピーアールすべきではないか。

- 実は、今日は非常に緊張して裁判所に入った。そして、実際に庁舎に入ったらなおさら緊張した。裁判所は、いろんな荷物を背負った人が入る場所なの

だから、明るいのはよくないと考えているのかなと感じた。

明るければいいというものでもないが、裁判所は怖い、という意識がある人が裁判所に入って来るということを考えて改めて見てみると、やっぱりグレーだな、裁判所だなと思ってしまった。

ホームページにも、今世の中でどういった事が問題になっているのか、今こんな世の中になっているんだという事をニュースみたいに載せているページがあってもいいのかなと思った。

■ このような社会であるし、いろんな人間が生活しているわけであるから、裁判なんて関係ないと言ってはいられないという事を子供の頃から知る必要があると思う。今の子供達は、自分でインターネットを使ってホームページを閲覧するから、もう少し子供でもわかるようなわかりやすい内容のページがあってもいいと思う。また、裁判員制度については、一般の人にもっと知ってもらう必要があるわけで、あまり難くない、より分かりやすいものにする必要があると思う。

□ 実は日本でも戦前に陪審制度が行われていた。当時と違い、現在は、インターネットという広報のための技術があるので、裁判員制度についても色々と知ってもらう努力をしていきたい。

6 次回の委員会について

次回は、平成16年2月ないし3月を目処に開催し、引き続き、今回と同様のテーマについて意見交換を行うこととした。